

# 総務委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める  
条例の検討状況について

資 料	川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める 条例の検討状況について
参考資料 1	川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について 皆様の御意見を募集します
参考資料 2	川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める 条例の制定スケジュール（案）

経済労働局

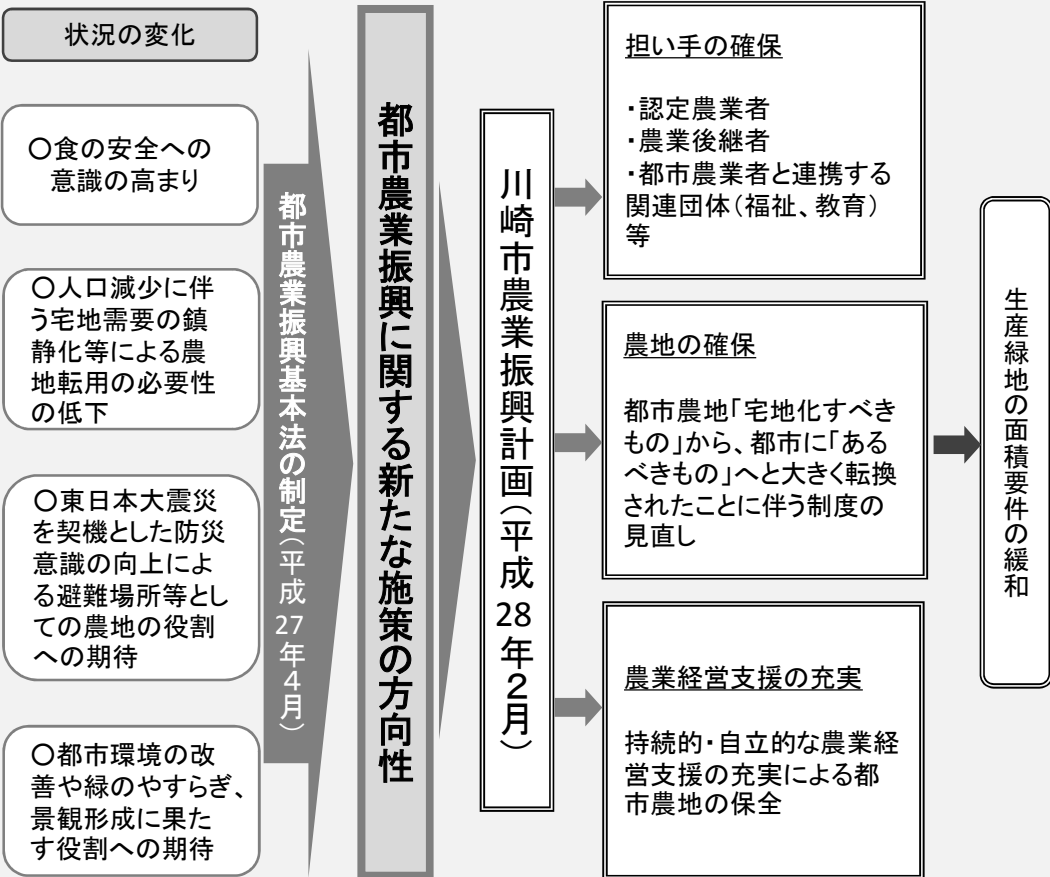
平成 29 年 1 月 24 日

1. 面積要件等の緩和の必要性

都市における農地については、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性など多面的な機能を有しており、その役割が再評価されております。このようなことから、「生産緑地法」(昭和49年法律第68号)の改正が行われ、市町村は必要があると認めるときは、生産緑地地区の指定要件を、同法により全国一律500㎡とされているところを、300㎡以上の範囲内において条例で定める面積とすることができるようになりました。

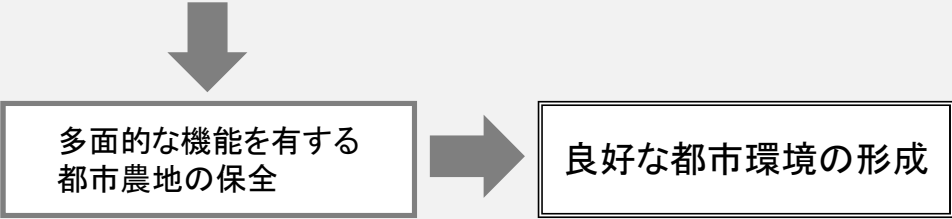
都市化が進展する本市において、生産緑地地区の指定により都市農地の保全を図るためには、その最小規模を500㎡から300㎡に引き下げるための条例の制定について、検討を行う必要があります。

都市農業振興に関する新たな施策の方向性



2. 面積要件の緩和の効果

○面積増加(見込み) **およそ3.4ヘクタール**  
(川崎市農業実態調査 速報 H29.9)



3. 「川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」の骨子案

- (1) 目的
 

この条例は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模について必要な事項を定めることを目的とします。
  - (2) 生産緑地地区の区域の規模に関する条件
 

法第3条第2項の規定に基づく区域の規模に関する条件は300平方メートル以上の規模の区域であることとします。
  - (3) 施行期日案
 

この条例は、平成30年4月1日の施行を予定しています。
- ※パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、内容については修正する場合があります。

## 川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について 皆様の御意見を募集します

「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)の改正により、これまで 5 0 0 m<sup>2</sup>以上とする生産緑地地区の区域の規模を、3 0 0 m<sup>2</sup>以上 5 0 0 m<sup>2</sup>未満の範囲で条例で定めることができることとなりました。

つきましては、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的に、川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和を検討し、その内容を踏まえた条例案を取りまとめるため、市民の皆様の御意見を募集します。

### 1 条例の制定時期

平成 3 0 年 4 月 1 日 (予定)

### 2 制定を検討する条例と主な内容

「川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」

- ・生産緑地の区域の規模を 3 0 0 m<sup>2</sup>以上とします。

### 3 意見の募集期間

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 (月) から 1 2 月 2 6 日 (火) まで【3 0 日間】

※郵送の場合、1 2 月 2 6 日消印有効です。

※持参の場合、土日祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 2 時、1 3 時から 1 7 時 1 5 分の時間帯でお持ちください。

### 4 資料の閲覧場所

川崎市役所第 3 庁舎 2 階 (かわさき情報プラザ)、各区役所 (市政資料コーナー)、川崎市ホームページ「意見公募 (パブリックコメント)」から御覧いただけます。

### 5 意見の提出方法

御意見は、電子メール (専用フォーム)、F A X、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

- 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名 (法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」、「連絡先 (電話番号、F A X 番号、住所及びメールアドレス)」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- 電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募 (パブリックコメント)」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

### 6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。
- お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

### 7 問い合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

〒 2 1 3 - 0 0 1 5

川崎市高津区梶ヶ谷 2 - 1 - 7

電話 0 4 4 - 8 6 0 - 2 4 6 1 F A X 0 4 4 - 8 6 0 - 2 4 6 4

# 川崎市生産緑地地区を取り巻く状況について

## ① 生産緑地制度に係る状況

### 国等の動き

平成27年4月	「都市農業振興基本法」制定 目的：都市農業の安定的な継続を図る
平成28年5月	「都市農業振興基本計画」閣議決定 都市農地「宅地化するべきもの」から「あるべきもの」へ
平成29年6月	「生産緑地法」が一部改正

- 面積要件緩和。条例で300㎡まで引き下げ可能に
- 建築規制の緩和。直売所等を設置可能に
- 「特定生産緑地」制度創設。買取りの申出期限10年延長

## ② 法改正内容

### 生産緑地法(昭和49年法律第68号) (抜粋)

#### 第3条第1項

市街化区域内にある農地で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- (略)
- 500平方メートル以上の規模の区域であること。
- (略)

#### 第3条第2項 ( ← 法改正により新たに条項追加)

市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

### 生産緑地法施行令(昭和49年政令第285号) (抜粋)

#### 第3条 ( ← 法改正により新たに条項追加)

法第3条第2項の政令で定める基準は、300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

## ③ 面積要件の根拠

〔都市計画運用指針〕(国土交通省)

都市計画運用指針において、身近な避難地として防災機能の発揮が期待される緑地の面積等を勘案し、条例により定められる規模要件の下限を300㎡としています。

〔市民緑地の規模〕(都市緑地法)

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を地域の人々が利用できるよう公開する制度です。土地や人工地盤、建築物等の面積は300㎡以上とされています。

〔身近な防災活動拠点型の一時避難地の機能を有する都市公園の面積〕

(国土交通省「防災公園の計画・設計に関するガイドライン」)

平常時においては防災に関する知識を学ぶ場所とされ、大地震時においては主として一時避難等の身近な防災活動の場とされています。人口集中地区においては、300㎡以上とされています。

## ④ 川崎市関連計画の位置づけ

「川崎市総合計画」(実施計画 平成28年度～平成29年度)上の位置づけ

施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進  
直接目標 ●多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する

「川崎市都市マスタープラン(全体構想)」(平成29年3月改定)上の位置づけ

Ⅲ都市環境 2(2)④都市景観の視点による公園・緑地の配置の方針  
生産緑地地区等は、(略)、これらの緑地については、郷土的景観を構成する緑地として保全に努めます。

「川崎市緑の基本計画」(平成20年3月改定)上の位置づけ

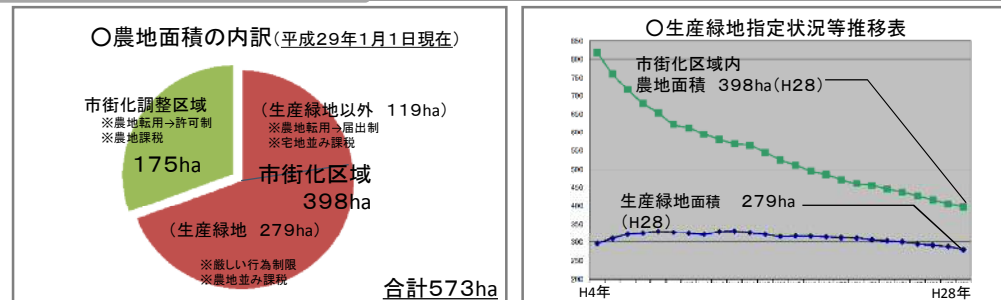
基本施策 ■農地の保全に関する施策 ⑬農地の保全と活用  
生産緑地の指定基準に基づき、生産緑地の指定拡大に努めます。

「川崎市農業振興計画」(平成28年3月策定)上の位置づけ

都市農業の持続的発展を図るための制度の課題

生産緑地制度は大きな役割を果たしていますが、(略)、適用要件を緩和する必要があります。

## ⑤ 本市生産緑地に係る状況



- ・市内農地の約7割が市街化区域内にあり、その約7割が生産緑地
- ・市街化区域内農地は減少しているが(H4比49%)、生産緑地の減少幅は小さい(H4年比94%)

○各区の生産緑地指定面積および未指定農地面積

単位：ヘクタール

区	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
生産緑地面積	0	2.1	17.5	40.1	104	67.5	47.8	279
未指定農地面積 [300~499㎡]	0.1	0.3	2.1	3.6	6.4	8.6	4.2	25.3

### 川崎市における都市農業・農地の多面的機能評価

本市都市農業は、農業者や関係者の努力により、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全等の多様な機能を発揮している。



農業生産



環境保全



景観形成



防災



生物多様性

生産緑地への指定が、  
都市農地の維持・保全に大きく寄与

・条例制定による面積要件の緩和  
・再指定等の指定要件の見直し

## 意見書

<b>題名</b>	川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例 について		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地)			
<b>意見の提出日</b>	年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

### 川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例 についての意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

<b>部署名</b>	川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課		
<b>電話番号</b>	044-860-2461	<b>FAX番号</b>	044-860-2464
<b>住所</b>	〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7		